

目次

第1章 宿泊税について	1
1 宿泊税の目的と用途	1
2 宿泊税の徴収方法	1
3 eLTAxによる電子申告・納付	2
第2章 宿泊税の仕組み	4
1 宿泊税の手続きの流れ	4
2 課税客体・納税義務者	5
3 税率	5
4 宿泊料金	5
【宿泊料金と宿泊税の計算例】	6
5 課税免除	7
【修学旅行等であることの証明書の見本】	8
第3章 特別徴収義務者の登録等	9
1 特別徴収義務者の登録	9
【特別徴収義務者登録申請書の記載例】	10
【実質的経営者である旨の申立書の記載例】	12
【特別徴収義務者登録申請内訳書の記載例】	13
2 登録事項の変更等	14
3 申請書等の添付書類及び提出期限	15
第4章 宿泊税の申告納入	16
1 申告納入	16
【納入申告書の記載例】	17
【宿泊税月計表の記載例】	18
【納入書の記載例】	21
2 納入義務の免除・還付	22
3 更正の請求	22
第5章 適正な申告納入のために	24
1 帳簿等の記載・保存	24
2 調査	25
3 更正・決定	25
4 加算金	25
5 延滞金	26
6 審査請求	27
第6章 その他	28
1 領収書等への表示	28
2 宿泊税特別徴収義務者交付金	29
3 宿泊税の各種申告・申請書の受付・問い合わせ先	29

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と用途

北海道が課す宿泊税は、地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、令和8年4月から導入した法定外目的税です。

宿泊税の用途（施策）の主なものは、観光の付加価値の向上、観光に係るサービス及び旅行者を受け入れるための体制の充実強化、災害等の観光分野における危機に対応するための取組の強化などです。

2 宿泊税の徴収方法

(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、北海道内に所在する旅館、ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」といいます。）の宿泊者ですが、北海道が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金と併せて宿泊税を徴収し、北海道へ申告納入していただくこととしております。このような制度を「特別徴収制度」といい、宿泊施設の経営者を「特別徴収義務者」といいます。

特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入していただく必要があります。

(2) 特別徴収義務者

旅館業法第3条第1項の許可又は住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした宿泊施設の経営者の方が該当します。

ただし、これ以外の方でも宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる場合（全面的に経営を委託している場合など）には、その方が特別徴収義務者となる場合がありますので、事前に宿泊税担当部局までお問い合わせください。

旅館業法の許可がない施設又は住宅宿泊事業法の届出がない施設において、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」を行っている場合は、それ自体が違法な状態ですので、速やかに必要な許可を受け、又は届出を行い、宿泊税の特別徴収義務者の申請を行ってください。

特別徴収義務者の方は、宿泊税の徴収、申告納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要があります。詳しくは該当のページをご参照ください。

- 特別徴収義務者の登録・・・・・・・・・・P.9～
- 宿泊税の申告納入・・・・・・・・・・P.14～
- 帳簿等の記載・保存・・・・・・・・・・P.22～

(3) 市町村宿泊税を課する市町村内に所在する宿泊施設

市町村宿泊税を課している市町村に所在する宿泊施設については、市町村宿泊税と併せて**当該市町村を通じて申告納入**していただくことになります。

その際の特別徴収義務者の手続きや、申告納入方法等につきましては、当該市町村が定める方法によることになります。**詳細についてはそれぞれの市町村の担当にお尋ねください。**対象となる市町村は、別紙「市町村宿泊税と道宿泊税を併せて申告納入する市町村一覧」のとおりです。

3 eLTAXによる電子申告・納付


eLTAX（エルタックス）とは、「地方税共同機構」が開発・運営する、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うことができるシステムです。

eLTAX対応ソフトウェアである「PCdesk Next」を利用することで電子申告・電子申請が可能となり、「PCdesk Next」での申告後に「Pcdesk」（DL版又はWeb版）を利用することで電子納付が可能となります。具体的な操作方法についてはPCdesk Next 特設ページをご覧ください。

※ なお、「PCdesk Next」及び「PCdesk」はいずれも無料でご利用いただけます。

eLTAX のホームページ： https://www.eltax.lta.go.jp/	
PCdesk Next 特設ページ： https://www.eltax.lta.go.jp/special/pcdesknext/	
eLTAX のよくある質問： https://eltax.custhelp.com/	
eLTAX 利用時間：8 時 30 分から 24 時まで	

※ eLTAX 利用時間について、時期により変動することがあります。詳しくは eLTAX のホームページの運転スケジュールをご覧ください。

北海道では宿泊税に係る電子申告等の操作方法をまとめた「北海道宿泊税 eLTAX の利用手引き」を掲載しておりますので、あわせてご覧ください。	
◇ HPアドレス… https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/tax/218623.html	

(1) 利用届出について

eLTAXから電子申告・電子納付を行うためには、「Pcdesk」（DL版又はWeb版）から申告を行う施設ごとに利用届出を行い「利用者ID」の取得が必要です。

※ 本人確認のため、マイナンバーカードや、法人の商業登記電子証明書などの**電子証明書が必要**です。マイナンバーカードなどのICカードを使用するためには、別途ICカードリーダーが必要になります。

(2) 電子申告について

「PCdesk Next」から電子申告してください。申告期限は「第4章 宿泊税の申告納入」をご確認ください。

(3) 電子納付について

電子納付とは、納税者や特別徴収義務者がインターネット等を利用して地方公共団体へ税金を電子的に納付・納入する仕組みです。

「PCdesk」から、ダイレクト納付、インターネットバンキング、ATM、クレジットカードにより電子納付することができます。納入期限は「第4章 宿泊税の申告納入」をご覧ください。

(4) 申告納入以外のお手続きについて

「PCdesk Next」から以下の手続きについて、eLTAXを利用して行うことができます。

様式名	eLTAXで手続きを行う際に 選択する手続き名	手続き概要
特別徴収義務者 登録申請	【宿泊税】特別徴収義務者 登録申請書	新しく宿泊施設の経営を開始し、特別徴収義務者としての登録を行う場合の手続（P9）
登録事項変更申請		特別徴収義務者としての登録事項を変更する場合の手続（P12）
経営休止・ 経営再開届出		宿泊施設の経営を休止、再開する場合の手続（P12）
経営廃止届出		宿泊施設の経営を廃止する場合の手続（P14）
納入義務免除 ・還付申請	・様式ダウンロード 【北海道】宿泊税還付・納入義務免除申請書 ・手続き名 【共通】簡易共通手続（地方団体個別様式等による申告手続）	宿泊者から宿泊税を受け取ることができなかったことについて正当な理由がある場合などに、納入義務の免除又は還付を申請する場合の手続（P22）
更正の請求	【共通】更正請求書	計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告したときで、更正の請求をする場合の手続（P22）
特別徴収義務者 交付金振込口座 の申出	・様式ダウンロード 【北海道】宿泊税特別徴収義務者交付金口座振替払申出書 ・手続き名 【共通】簡易共通手続（地方団体個別様式等による申告手続）	特別徴収義務者交付金を振り込む口座を指定する際の手続（P29）

第2章 宿泊税の仕組み

1 宿泊税の手続きの流れ

① 宿泊施設の経営を開始する前に

- ・旅館業法の許可
- ・住宅宿泊事業法の届出

e L T A X（電子申告）を利用する場合

e L T A X（電子申告）を利用しない場合

② e L T A Xの利用届出

e L T A Xの利用に関する手続きを実施

③ 特別徴収義務者の登録申請

経営開始日の5日前までにe L T A Xを利用して北海道に特別徴収義務者登録申請書を提出

経営開始日の5日前までに北海道に特別徴収義務者登録申請書を提出

④ 宿泊（契約）があったら

宿泊者から宿泊税を徴収

⑤ 宿泊税を徴収したら

申告納入期限までにe L T A Xを利用して北海道に電子申告及び電子納付を実施

申告納入期限までに北海道に納入申告書を提出し、納入書により金融機関窓口等で納入

2 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は、宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊です。

(1) 宿泊とは

「宿泊」とは、一般的には寝具を使用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取り扱うものが「宿泊」となります。

【課税対象となる「宿泊」の判断基準】

- 1 宿泊施設が宿泊者との契約行為において「宿泊」として取り扱っているか。
- 2 1以外の場合で、日をまたぐ6時間以上の就寝を伴う行為であるか。
- 3 旅館業の許可が必要とされる宿泊の定義（※）に該当するか。

※ 旅館業法の許可が必要な宿泊（次の4項目全て該当するもの）

- ① 宿泊料を徴収している（名称は問わない）
- ② 社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている）
- ③ 継続反復性がある（宿泊募集を継続的に行っている）
- ④ 生活の本拠でない（使用期間が1ヶ月未満、又は1ヶ月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

(2) 宿泊者

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、当該設備を利用して宿泊した者をいうものであり、宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した者が「宿泊者」となります。

3 税率

宿泊税の税率は、1人1泊の宿泊料金に応じて、次のとおりとなります。

宿泊料金（1人1泊）	税率
2万円未満のもの	100円
2万円以上5万円未満のもの	200円
5万円以上のもの	500円

4 宿泊料金

宿泊税の税率は、1人1泊当たりの宿泊料金により判定します。

この場合の宿泊料金とは、宿泊者が宿泊施設の宿泊に関して、その対価又は負担として支払うべき金額から、次に掲げる額を除いた金額をいいます。

【宿泊料金に含まれないもの】

- 宿泊に伴い提供される飲食、遊興に係る金額
- 会議室の利用料、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
- 消費税、地方消費税、入湯税、宿泊税等の租税
- 自動車（送迎）料、駐車料金
- 自動車代、たばこ代、電話代、クリーニング代、土産代等の立替金等
- 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

「宿泊料金」には、いわゆる素泊まり料金のほか、その名称にかかわらず、宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求される清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代及びサービス料、奉仕料等を含みます。

【宿泊料金と宿泊税の計算例】

例1

- ・ 1泊2食付き 38,500 円（消費税込み）のプランを利用
- ・ 朝食代や夕食代の料金区分は設けていない
- ・ 素泊まり料金 1泊 22,000 円（消費税込み）プランがある

→ 素泊まり料金 と 1泊2食付きプラン の差額を飲食代相当額とし、宿泊税を計算します。
 なお、宿泊料金から消費税は除くため、税抜き価格で計算します。

$$35,000 \text{ 円} - 15,000 \text{ 円 (差額・飲食代相当額)} = 20,000 \text{ 円} \quad \cdots \quad \text{宿泊税} \quad 200 \text{ 円}$$

例2

- ・ 朝食付き1泊 10,000 円（消費税抜き）のプランを利用
- ・ 素泊まりでも、朝食を希望した場合、800 円（消費税抜き）追加すれば朝食の追加が可能

→ 朝食付き料金のうち、朝食代相当額 800 円を宿泊料金から除き、宿泊税を計算します。

$$10,000 \text{ 円} - 800 \text{ 円} = 9,200 \text{ 円} \quad \cdots \quad \text{宿泊税} \quad 100 \text{ 円}$$

例3 ※ 表示料金は、税抜き

- ・ 朝夕食付き3泊 133,000 円（朝食・夕食代 12,000 円、駅と宿泊施設の送迎料 1,000 円込み）のプランを利用
- ・ 宿泊している期間に、お客様が衣服のクリーニングを希望し、2,000 円の追加料金が発生
- ・ お食事の際に、プラン外の飲み物を追加されたため、3,000 円の追加料金が発生
- ・ 請求の合計は 138,000 円となった。

宿泊料金	宿泊料金に含まれない金額
138,000 円 - (A)	朝食・夕食代 12,000 円
= 120,000 円	送迎料 1,000 円
	クリーニング代 2,000 円
120,000 円 ÷ 3泊	追加飲み物代 3,000 円
= 40,000 円	合計 (A) 18,000 円

… 宿泊税 は 200 円 × 3日 = 600 円 となります。

5 課税免除

(1) 修学旅行等に伴う宿泊の課税免除について

道では、修学旅行等の一定の要件を満たすものについては、公益性の観点から宿泊税を課税しないこととしています。

- 課税免除の対象となる学校行事等は、修学旅行やその他学校行事等であり、学習指導要領に定める全校又は学年などを単位として行う「旅行・集団宿泊的行事」やこれに準ずるものとなります。
- 課税免除の対象者は幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、幼保連携型認定こども園、保育所（保育所型認定こども園含む）、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設又は認可外保育施設（地方裁量型認定こども園含む）が行う修学旅行等に参加する満3歳以上の幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者です。
 - ※ 引率者とは、生徒等の引率を行う学校の関係者や、心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等で、添乗員やカメラマンなどは該当しません。
- 学校等から「修学旅行等であることの証明書」の提出があった場合は、記入漏れ等がないかを確認の上、受け取ってください。
- 「修学旅行等であることの証明書」については、特別徴収義務者において宿泊税の帳簿と共に保存してください。宿泊税の調査を実施する際に保存等の状況について確認を行う場合があります。

(2) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の課税免除について

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととしています。

なお、具体的な取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

ア 課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

イ 課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

ウ 申請の手続き

課税免除の手続きについては、外国大使等より宿泊に際し消費税の免除のための「免税カード」の提示を受けてください。なお、宿泊に係る消費税が免除となる場合についてのみ、宿泊税も課税免除となります。

【修学旅行等であることの証明書の見本】

修学旅行等であることの証明書	
宿 泊 日	年 月 日 ~ 年 月 日 () 泊
活 動 の 種 類	<学校> ※全体又は学年を単位として実施されるもの <input type="checkbox"/> 修 学 旅 行 <input type="checkbox"/> その他学校行事 ()
	<保育所等の施設> ※施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるもの(対象者は満3歳以上の幼児に限る。) <input type="checkbox"/> 行 事 ()
宿 泊 施 設 名 称	
課 税 免 除 と な る 宿 泊 人 数 (※)	
備 考	
<p>※ 課税免除となる宿泊人数には、学校が主催する修学旅行その他学校行事、又は保育所等の施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるもので、免除対象者は満3歳以上の幼児に限る。)に参加している方及び引率の方が含まれます。 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校・保育所等の関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。</p> <p>上記の宿泊については、北海道宿泊税条例第4条に規定する、学校が主催する修学旅行その他学校行事、又は保育所等の施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるもので、免除対象者は満3歳以上の幼児に限る。)に該当するものであることを証明します。</p> <p>年 月 日</p>	
所 在 地	
学 校 名 又 施 設 名	
学 校 等 の 種 類	<input type="checkbox"/> 【学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)】 幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 <input type="checkbox"/> 【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する認定こども園】 幼保連携型認定こども園 <input type="checkbox"/> 【児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居所訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う施設】 家庭的保育事業、小規模保育事業、居所訪問型保育事業、事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 【児童福祉法第39条に規定する保育所】 保育所(保育所型認定こども園含む) <input type="checkbox"/> 【児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設(地方裁量型認定こども園)】 認可外保育施設(地方裁量型認定こども園含む)
学 校 長 名 又 施 設 長 名	
本証明書は、宿泊施設に提出してください。	

第3章 特別徴収義務者の登録等

1 特別徴収義務者の登録

宿泊施設の経営者の方（特別徴収義務者となる方）は、宿泊施設の営業の開始、変更、廃止等の際、次の手続きが必要となります。これは、北海道が宿泊税に係る事務を行うに当たって、特別徴収義務者の宿泊施設の状況を適確に把握しておく必要があることから、全ての宿泊施設に特別徴収義務者として登録していただくものです。

（1）登録事項の申請

特別徴収義務者の登録はeLTAXの入力フォームから申請してください。

なお、eLTAXを利用できない場合は、道のホームページから「宿泊税特別徴収義務者登録申請書（規則様式別記第3号）」をダウンロードしていただき、宿泊税担当部局に提出してください。

※ 道宿泊税を市町村宿泊税と併せて市町村が賦課徴収する場合は、道ではなく当該市町村に対して手続きが必要になります。

詳細は市町村にお問い合わせください。

※ 各手続きは原則、宿泊施設ごと（許可・届出の施設ごと）に行ってください。

※ 特別徴収義務者登録がなくても、宿泊税が発生した場合には、特別徴収義務者の登録をしていただくとともに、発生した宿泊税を申告・納入する義務があります。

次に当てはまるときは、追加の添付書類が必要となりますので、

事前に宿泊税担当部局に**ご相談**ください。

- 1 旅館業法の許可を得た又は住宅宿泊事業法の届出をした方**以外の方**に全面的に経営を委託しており、その方に徴収の便宜があると認められる場合など、許可等を受けている方とは別の方を特別徴収義務者とすることを希望する場合
＜追加の添付書類＞実質的経営者である旨の申立書（宿泊税事務処理要領様式別記第2号）（P.12）、委託契約書等の写し、宿泊施設の事業損益の帰属が確認できる書面（契約書で確認できる場合は省略可）
- 2 同一敷地内で複数の施設を運営している場合（別邸等）や経理上区分できない場合で、まとめて登録することを希望する場合
＜追加の添付書類＞特別徴収義務者登録申請内訳書（宿泊税事務処理要領様式別記第5号）（P.13）

【eLTAXによる場合】 ↓ PCdesk Next ログイン画面



- ① PCdesk Next の「手続き一覧」から「【宿泊税】特別徴収義務者登録申請書」を選択してください。
- ② 下記の【郵送、持参による場合】の1～6を参考に、申請画面に必要項目を入力してください。
- ③ 申請画面に添付書類を電子ファイルで添付できる項目がありますので、P.15 の添付書類を添付してください。
- ④ 入力内容等を確認のうえ、データを送信してください。

※ 詳細は、eLTAX ホームページ上の「PCdesk Next ガイド【申告等】」をご確認ください。

※ 操作方法は、北海道が作成する「北海道宿泊税 eLTAX の利用手引き」もご参照ください。

【eLTAX ホームページ URL】 <https://www.eltax.lta.go.jp>




【郵送、持参による場合】

【特別徴収義務者登録申請書の記載例】

宿泊税特別徴収義務者登録申請書													
特別徴収義務者	住所(所在地)	北海道〇〇郡〇〇町〇〇				1							
	フリガナ 氏名(名称)	カ) ホツカイドウ 株式会社 北海道	フリガナ 代表者の氏名	ホツカイ タロウ 北海 太郎									
	個人番号又は法人番号	9	9	9	9		9	9	9	9	9	9	9
宿業の施設許可等営	住所(所在地)	北海道〇〇郡〇〇町〇〇				2							
	フリガナ 氏名(名称) 〔法人にあつては 代表者の氏名〕	フリガナ 氏名(名称) カ) ホツカイドウ 株式会社 北海道	フリガナ 代表者の氏名	ホツカイ タロウ 北海 太郎									
	種 別	1. ホテル 3. 簡易宿所	2. 旅館 4. 民泊	許可等番号	〇保環許可(旅)第〇号								
宿泊施設	所在地	北海道〇〇郡〇〇町〇〇				3							
	フリガナ 名 称	ホツカイドウダイシゼンホテル 北海道大自然ホテル											
	概 要	床面積 3,000 m ²	地上 10 階 地下 2 階	客室数 100 室	収容人数 150 名								
	経営開始(予定) 又は指定通知を 受けた年月日	令和 8 年 4 月 1 日											
共同事業者	住所(所在地)					4							
	フリガナ 氏名(名称) 〔法人にあつては 代表者の氏名〕	フリガナ 氏名(名称)	フリガナ 代表者の氏名										
この登録申請に回答する者の氏名及び電話番号		株式会社 北海道 総務部総務課 北海 次郎 (電話番号 011-000-0000)				5							
この登録申請に係る関係書類の送付先		北海道〇〇郡〇〇町〇〇											
上記のとおり、特別徴収義務者の登録を申請します。 令和 8 年 3 月 25 日													
北海道 札幌道税事務所長 様		申請者 氏名(名称)	株式会社 北海道 代表取締役 北海 太郎			6							

1 「特別徴収義務者」欄

- 特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号を記載してください。法人の場合は法人名に加え、代表者の氏名も併せて記載してください。
- 法人番号がご不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト」にてご確認ください。
【国税庁 法人番号公表サイト URL】 <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

2 「宿泊施設の営業の許可等」欄

- 旅館業法の営業許可証・住宅宿泊事業法による届出を済ませ登録された事実が分かる書面に記載されている内容を転記してください。「種別」は、該当するものに○をしてください。

3 「宿泊施設」欄

- 宿泊施設の所在地、名称（営業許可を受けている名称）を記載してください。
- 概要の各項目には、消防署への届出や建築確認申請書等から、現在の施設の床面積、階層数、客室数、収容人数を記載してください。
- 宿泊施設の営業を開始した（する）日又は徴収の便宜を有する者として指定された場合は「宿泊税特別徴収義務者指定通知書」に記載されている日付（通知日）を記載してください。

4 「共同事業者」欄

- 特別徴収義務者以外の共同事業者がいる場合は記載してください。ここでいう「共同事業者」とは、共同事業に関する契約書や役員会等の議事録等で定められている共同事業者をいいます。
- 記載すべき共同事業者が2名以上の場合は、任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。

5 「担当者連絡先」欄

- 当該申請についての問い合わせ、関係書類を送付する場合の送付先を担当部署名まで記載してください。直通電話番号等があれば記載してください。

6 「申請者等」欄

- 申請日、申請者（「特別徴収義務者」欄の特別徴収義務者と一致）の氏名又は名称を記載してください。

【実質的経営者である旨の申立書の記載例】

実質的経営者である旨の申立書

令和 8 年 9 月 1 日

札幌道税事務所長 様

申 立 人	住所(所在地) 北海道〇〇郡〇〇町〇〇	
	フリガナ カ) ホツカイドウダイシゼン	フリガナ ドウチョウ ミチオ
	氏名(名称) 株式会社 北海道大自然	代表者の氏名 道長 道男
	電話番号 〇 1 1 - * * * - * * * *	
個人番号又は法人番号		9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

私は、下記施設の実質的経営者であることを申し立てます。

宿 泊 施 設 の 営 業 の 許 可 等 の 営	住所(所在地)	北海道〇〇郡〇〇町〇〇	
	フリガナ 氏名(名称) [法人にあっては 代表者の氏名]	フリガナ 氏名(名称) カ) ホツカイドウ 株式会社 北海道	フリガナ 代表者の氏名 ホツカイ タロウ 北海 太郎
	種 別	1. ホテル 2. 旅館 3. 簡易宿所 4. 民泊	許可等番号 〇保環許可(旅)第〇号
宿 泊 施 設	住所(所在地)	北海道〇〇郡〇〇町〇〇	
	フリガナ 名 称	ホツカイドウダイシゼンホテル 北海道大自然ホテル	

1 「申立人」欄

- 旅館業の許可を受けている者又は住宅宿泊事業の届出を行っている者に代わり、実質的に宿泊施設の経営を行っている者の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号を記載してください。法人の場合は法人名に加え、代表者の氏名も併せて記載してください。

- 法人番号がご不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト」にてご確認ください。

【国税庁 法人番号公表サイト URL】 <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>



2 「宿泊施設の営業の許可等」欄

- 旅館業法の営業許可証・住宅宿泊事業法による届出を済ませ登録された事実が分かる書面に記載されている内容を転記してください。「種別」は、該当するものに〇をしてください。

3 「宿泊施設」欄

- 対象となる宿泊施設の所在地、名称（営業許可を受けている名称）を記載してください。

【特別徴収義務者登録申請内訳書の記載例】

(1 / 1 枚目)

特別徴収義務者	住所又は所在地	北海道〇〇郡〇〇町〇〇
	氏名又は名称	株式会社 北海道



特別徴収義務者登録申請内訳書

施設	所在地	北海道〇〇郡〇〇町〇〇1番地			
	(フリガナ) 名称	ホツカイトウダイシゼンホテルバツテイ 北海道大自然ホテル別邸			
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 民泊	許可等番号	〇保環許可(旅)第〇号	
	概要	床面積 1500 m ²	地上 5階 地下 1階	客室数 200 室	収容人数 500 名
	設	経営開始(予定)又は指定通知を受けた年月日	平成 28 年 1 月 1 日		
施設	所在地	北海道〇〇郡〇〇町〇〇2番地			
	(フリガナ) 名称	ホツカイトウダイシゼンホテル キワミ 北海道大自然ホテル 極			
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 民泊	許可等番号	〇保環許可(旅)第〇号	
	概要	床面積 500 m ²	地上 3階 地下 階	客室数 10 室	収容人数 50 名
	設	経営開始(予定)又は指定通知を受けた年月日	平成 30 年 1 月 1 日		
施設	所在地				
	(フリガナ) 名称				
	種別	<input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 民泊	許可等番号		
	概要	床面積 m ²	地上 階 地下 階	客室数 室	収容人数 名
	設	経営開始(予定)又は指定通知を受けた年月日	年 月 日		



① 「申請者」欄

- 特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称を記載してください。

② 「施設」欄

- まとめた宿泊施設の所在地、名称（営業許可を受けている名称）等を記載してください。
- 概要の各項目には、消防署への届出や建築確認申請書等から、現在の施設の床面積、階層数、客室数、収容人数を記載してください。
- 宿泊施設の営業を開始した（する）日又は徴収の便宜を有する者として指定された場合は「宿泊税特別徴収義務者指定通知書」に記載されている日付（通知日）を記載してください。

(2) 登録後の通知

登録が済みましたら「宿泊税特別徴収義務者登録通知書（規則様式別記第4号）」を送付させていただきます。

この通知は、北海道宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する書面にもなりますので、大切に保管してください。

2 登録事項の変更等

登録事項の変更等の手続きはeL T A Xの入力フォームから申請してください。

なお、eL T A Xを利用できない場合は、道のホームページから次の申請様式をダウンロードしていただき、宿泊税担当部局に提出してください。

- 宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書（規則様式別記第5号）
- 宿泊税に係る宿泊経営休止・経営再開届出書（規則様式別記第6号その1）
- 宿泊税に係る宿泊経営廃止届出書（規則様式別記第6号その2）

（1） 登録事項の変更申請

特別徴収義務者として登録している事項（代表者、施設名称、送付先等）に変更があった場合に申請が必要となります。

登録が済みましたら「宿泊税特別徴収義務者変更通知書（規則様式別記第4号）」を送付させていただきます。

ただし、次のア～オの場合は、既登録の特別徴収義務者による経営廃止の申請と新たな特別徴収義務者による新規の登録を行ってください。

- ア 営業譲渡又は相続（贈与）
- イ 既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ウ 分割等による新法人への業務移管
- エ 個人事業者が法人組織へ変更した場合
- オ 特別徴収義務者である法人が解散し、個人事業として営業する場合

（2） 経営休止・再開の届出

宿泊施設の経営を1ヶ月以上休止する場合は、事前に届出してください。また、休止期間を定めずに経営休止した場合には、経営を再開しようとするときに再開の届出を行ってください。

（3） 経営廃止の届出

宿泊施設の経営を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に届出してください。

3 申請書等の添付書類及び提出期限

要件	時期	添付書類	郵送、持参による場合の申請書等
新たに宿泊施設の経営を始める場合	経営を開始しようとする日の5日前まで（開始しようとする日の前日から起算して5日前まで）	<p>【旅館業法の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類（写）※2 <p>【住宅宿泊事業法の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出による届出番号を確認できる書類（写）※2 <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）（写） <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票（マイナンバーの記載を省略したもの）（写） <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊約款（写）、宿泊約款がない場合宿泊料金を記載した書面 <p>【徴収便宜者を特別徴収義務者とする場合】※3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質的経営者である旨の申立書 ・経営を委託している場合は、経営委託契約書又はそれに類する書類（写） <p>【複数施設をまとめて登録する場合】※3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者登録申請内訳書 	<p>宿泊税特別徴収義務者登録申請書（規則様式別記第3号）</p> <p>※1</p>
宿泊税の徴収について便宜を有する者として指定を受けた場合	指定通知を受けた日の10日後まで（通知を受けた日の翌日から起算して10日以内）	<p>【個人事業者の住所に変更があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票（マイナンバーの記載を省略したもの）（写） <p>【法人代表者の変更があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）（写） <p>【その他変更があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更内容が確認できる書類 	<p>宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書（規則様式別記第5号）</p>
特別徴収義務者として登録している内容に変更があった場合	変更があったとき	<p>【個人事業者の住所に変更があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票（マイナンバーの記載を省略したもの）（写） <p>【法人代表者の変更があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）（写） <p>【その他変更があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更内容が確認できる書類 	<p>宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書（規則様式別記第5号）</p>
宿泊施設の経営を1ヶ月以上休止しようとする場合	休止する日の前日まで ※4	「旅館業廃止(停止)届」又は「休止のお知らせ」等	<p>宿泊税に係る宿泊経営休止・経営再開届出書（規則様式別記第6号その1）</p>
期間を定めずに休止したときに、経営を再開しようとする場合	再開する日の前日まで	「営業許可書」又は「再開のお知らせ」等	
宿泊施設の経営を廃止した場合	廃止の日から10日以内 ※3	旅館業法の規定による「廃止(停止届)」（住宅宿泊事業法の規定による場合は「廃業等届出書」）又は法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）（写）	<p>宿泊税に係る宿泊経営廃止届出書（規則様式別記第6号その2）</p>

※1 共同事業者がいる場合は、その経営者全員の住所又は所在地、氏名又は名称について記入してください。併せて役員会議事録等内容を確認できる書類を添付してください。

※2 許可等を受けてから変更事項がある場合は、保健所等へ提出した変更届（写）又は届出事項変更届出書（写）もすべて添付してください。

※3 徴収便宜者を特別徴収義務者とする場合や複数施設をまとめて登録を希望する場合は、事前に宿泊税担当部署までご相談ください。

※4 経営を1ヶ月以上休止しようとする場合又は経営を廃止した場合は、当該届出書の提出と別に、その休止した日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1ヶ月以内に申告納入する必要があります。

第4章 宿泊税の申告納入

1 申告納入

(1) 申告納入期限

宿泊税の申告納入期限（納入申告書の提出期限と宿泊税の納入期限）は次のとおりです。

申告事務等を軽減する観点から、申告対象期間3ヶ月分をまとめて申告納入期限（徴収すべき期間の翌月の末日）までに申告していただく制度としています。

なお、期限後に申告、納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が課される場合があります。

徴収すべき期間	申告納入期限
12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

※ 申告月の末日が土曜日、日曜日又は祝日等の休日に当たる場合は、その次の平日が申告納入期限となります。

※ 12月の申告納入期限は翌年1月4日（この日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる時は、次の平日）です。

(2) 宿泊税納入申告書

宿泊税の納入申告の手続きは、eLTAXの入力フォームから、申告納入期限（徴収すべき期間の翌月の末日）までに申告してください。

なお、eLTAXを利用できない場合は、道のホームページから「宿泊税納入申告書（規則様式別記第2号）」をダウンロードしていただき、宿泊税担当部局に提出してください。

- 申告時の添付書類として、課税対象及び課税免除の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された「宿泊税月計表」（P.18 参照）を添付していただきます。（記載項目を満たしていれば任意の様式で結構です。）

なお、eLTAXを利用する場合は、データ作成支援ソフト（特別徴収義務者向け・宿泊税）を使用することで、作成した宿泊税月計表の情報をCSVファイルとして出力することができます。

また、出力したCSVファイルを「PCdesk Next」の宿泊税納入申告手続きで読み込むことで、申告手続きを簡単に行うことができます。

- 申告すべき宿泊税額が0円の場合も納入申告書の提出をお願いします。（この場合、「宿泊税月計表」の添付は不要です）

控えの返送を希望する場合は、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

【eLTAXによる場合】 ↓PCdesk Next ログイン画面



- ① PCdesk Next の「手続き一覧」から「【宿泊税】納入申告書_特例申告(定額)」を選択してください。
- ② 特別徴収義務者や宿泊施設の情報、宿泊月、宿泊数、税額等、申請画面に必要な項目を入力してください。
- ③ 入力内容等を確認し、データを送信してください。
 - ※ 詳細は、eLTAX ホームページ上の「PCdesk Next ガイド【申告等】」をご確認ください。
 - ※ 操作方法は、北海道が作成する「北海道宿泊税 eLTAX の利用手引き」もご参照ください。

【eLTAX ホームページ URL】 <https://www.eltax.lta.go.jp>



【郵送、持参による場合】

【納入申告書の記載例】

受付印		宿泊税納入申告書			
令和 8年 9月 30日 北海道 札幌道税事務所長 様		※ 処 理 事 項		発信年月日	徴収原簿番号
				通信日付印	確認印
特別徴収義務者	住 所 (所 在 地)	北海道〇〇郡〇〇町〇〇			
	氏名(名称)・代表者の氏名	株式会社 北海道 北海 太郎			
	個人番号又は法人番号	9	9	9	9
宿 泊 設 施	所 在 地	北海道〇〇郡〇〇町〇〇			
	名 称	北海道大自然ホテル			
	指 定 番 号 (徴 収 原 簿 番 号)	999999999999			
宿 泊 月	区 分	宿 泊 数	税 率	税 額	
8 年	1人1泊2万円未満	1,000	100円	100,000 円	4
	1人1泊2万円以上5万円未満	300	200円	60,000 円	
	1人1泊5万円以上	100	500円	50,000 円	
6 月	小 計	1,400		210,000 円	
8 年	1人1泊5万円以上	300	500円	150,000 円	
	小 計	2,000		370,000 円	
8 月	課税免除	250			
	合 計	4,226		870,000 円	

1 「※処理事項」欄

- 当該欄には何も記載しないで下さい。

2 「特別徴収義務者」欄

- 特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号を記載してください。法人の場合は法人名に加え、代表者の氏名も併せて記載してください。
- 法人番号がご不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト」にてご確認ください。
 【国税庁 法人番号公表サイト URL】 <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>



3 「宿泊施設」欄

- 宿泊施設の所在地、名称（営業許可を受けている名称）を記載してください。
- 「指定番号（徴収原簿番号）」欄は、「宿泊税特別徴収義務者登録通知書」（P13 第3章1(2)参照）に記載されている「指定番号（徴収原簿番号）」を記載してください。当該番号で管理しているため、必ず記載してください。

4 「申告内容」欄

- 「宿泊月」欄には、徴収すべき年・月を記載してください。
- 「宿泊数」欄には、該当する税率又は課税免除欄に宿泊数を記載してください。
- 「税額」欄には、該当する税率に宿泊数を乗じた税額を記載してください。

【宿泊税納入申告書の添付書類（宿泊税月計表）※ 記載事項を満たしていれば任意の様式で結構です。】

【宿泊税月計表の記載例】

施設番号 (宿泊施設番号、指定番号)	999999999999					1
宿泊施設名	北海道大自然ホテル					
令和	8年	6月分				
日付	宿泊数（泊）					2
	宿泊料金が2万円未満	宿泊料金が2万円以上5万円未満	宿泊料金が5万円以上	課税免除	合計	
1	120泊	50泊	10泊	5泊	185泊	3
2	150泊	100泊	5泊	25泊	280泊	
3	90泊	130泊	30泊	35泊	285泊	
30						
31						
合計（泊）	1,000泊	300泊	100泊	65泊	1,465泊	
税率（円）	100円	200円	500円			
税額（円）	100,000円	60,000円	50,000円		210,000円	

① 「施設番号（宿泊施設番号、指定番号）」欄

- 宿泊税納入申告書の「宿泊施設」欄の「指定番号（徴収原簿番号）」欄で記載した番号を記載してください。

② 「課税区分」欄

- 課税対象（宿泊料金が2万円未満、2万円以上5万円未満、5万円以上）及び課税免除に区分して記載してください。

③ 宿泊年月日毎の宿泊数

- 各年月日毎の宿泊数を記載してください。

(3) 宿泊税の納入について

e L T A Xにより申告していただいた場合は、e L T A Xを利用して電子納付することができます。

なお、e L T A Xを利用していない方は、道のホームページからダウンロードした「納入書（北海道税条例施行規則様式別記第 14 号の3）」に申告額等必要事項を記入して、納入期限までに下記金融機関にて納入してください。

区分	納入書による納入が可能な金融機関
道内	銀行、信用金庫、信用組合、農協、漁協、郵便局 ただし、あおぞら銀行、りそな銀行、商工組合中央金庫及び三井住友信託銀行を除きます。
道外	北洋銀行、北海道銀行、三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行、北陸銀行、みずほ銀行 ただし、北陸銀行とみずほ銀行は一部店舗を除きます。

※ 詳細は、道のホームページ（道税の納める場所）をご覧ください。

【URL】 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/noufu/index.html>



この他、総合振興局、振興局、道税事務所の窓口でも納入することができます。

「宿泊税納入申告書」、「納入書」は、道のホームページで公開しております。

【URL】 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/download/index.html>

また、宿泊税に関する概要や、その他のお手続きについても公開しておりますので、ご利用ください。

【URL】 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/tax/218623.html>



なお、インターネットのご利用が困難な場合は、道の窓口にも手書用の「宿泊税納入申告書」、「納入書」（3枚1組）等を用意していますので、必要な場合は、宿泊税担当部局又は最寄りの総合振興局、振興局、道税事務所の窓口にお問い合わせください。

【eLTAXによる納入（電子納付）の場合】 ↓PCdesk（Web版）ログイン画面



- ① PCdesk（Web版）のメインメニューから「納税メニュー」→「電子申告運動」を選択してください。
- ② 「納付対象申告一覧」からPCdesk Nextで電子申告した対象を選択していただくと『納付・納入金額一覧』が表示されますので、内容を確認し送信してください。
- ③ 「納税メニュー」に戻り、「納付情報発行依頼の確認・納付」を選択していただくと『納付情報一覧』が表示されるので、電子納付を行いたい対象を選択してください。
- ④ 「納付方法選択」画面が表示されますので、納付方法を選択してください。

※ 詳細は、eLTAX ホームページ上の「共通納税」をご確認ください。

※ 操作方法は、北海道が作成する「北海道宿泊税 eLTAX の利用手引き」もご参照ください。

【eLTAX ホームページ URL】 <https://www.eltax.lta.go.jp>



【納入書による納入の場合】（3枚1組）

【納入書の記載例】

道税		領 収 証 書		公				
納	年度 〇〇	税コード **	期別(申告区分) 〇〇〇〇〇〇	振替 1	加入者名 北海道会計管理者 取扱庁 (札幌)地区 ●●道税事務所	事務所 999	徴収原簿番号 9999999999	2
税	住所(所在地) 北海道〇〇郡〇〇町〇〇		税 目 宿泊税		税 額 8 7 0 0 0 0			
者	氏名(名称) 株式会社 北海道 北海道大自然ホテル		延滞金額		延滞金額			
保	氏名(名称) 株式会社 北海道 北海道大自然ホテル		加算金額		加算金額			
存	氏名(名称) 株式会社 北海道 北海道大自然ホテル		合計額 ¥ 8 7 0 0 0		合計額 ¥ 8 7 0 0 0		4	
納期限		令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		納付(納入)場所 北海道指定(収納代理)金融機 関 北海道収入取扱員 道内郵便局		上記の金額を領収しました。		
◎裏面も必ずお読みください。				領 収 印				

1 「年度・期別」欄

- 納入する年度を記載してください。
- 期別を記載してください。なお、期別欄には各申告対象期間の最終日を記載します。
(例：令和8年6月～8月申告分は、「080831」と記載することになります。)

2 「事務所・徴収原簿番号」欄

- 宿泊税特別徴収義務者登録通知書（P13 第3章1(2)参照）で通知した12桁の指定番号（徴収原簿番号）を、「事務所」欄に3桁・「徴収原簿番号」欄に9桁に分けて記載してください。
<例>指定番号が「210123456789」の場合
「事務所」欄に210、「徴収原簿番号」欄に123456789と記載してください。

3 「住所・氏名」欄

- 特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称及び宿泊施設の名称を記載してください。

4 「税額」欄

- 合計額の税額の頭には必ず「¥」を記載してください。

2 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

宿泊税は、実際に宿泊者から税を受け取っていても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には申告納入する義務があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を失ったことについて、天災、火災、盗難等避けることのできない理由があると認められる場合には、申請に基づき調査を行ったうえで、納入義務を免除します。

(2) 申請の手続

納入義務の免除の手続きはeLTAXの入力フォームから申請してください。

なお、eLTAXを利用できない場合は、道のホームページから「宿泊税還付・納入義務免除申請書(規則様式別記第7号)」をダウンロードしていただき、宿泊税担当部局に提出してください。

(3) 還付

(2)の場合において、すでに宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

【納入義務の免除、還付の理由となる例】

- ◇ 納税者が破産、整理等の法的手続きに入り支払不能となったため、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ◇ 納税者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行により、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ◇ 特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の納入ができなくなった場合

(4) 還付金の充当

納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に未納の徴収金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

(5) 納入義務免除・還付を受けようとする方

納入義務の免除・還付の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。詳細については、宿泊税担当部局にお問い合わせください。

3 更正の請求

(1) 更正の請求とは

特別徴収義務者の方が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求をすることができます。

(2) 更正の請求ができる期間

更正の請求ができるのは、原則として納入期限から5年以内とされています。

(3) 請求の手続

更正の請求の手続きは、e L T A Xの入力フォームから申請してください。

なお、e L T A Xを利用できない場合は、道のホームページから「更正請求書（北海道税条例施行規則様式別記第6号の4）」をダウンロードしていただき、理由を明記の上、宿泊税担当部局に提出してください。

更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。

そのため、帳簿等を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

第5章 適正な申告納入のために

1 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税額を適正に把握していただくために、特別徴収義務者の皆さまには、帳簿の記載及び保存、書類の作成及び保存をしていただく必要があります。

(1) 帳簿・書類の記載・保存

北海道宿泊税条例の規定により、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

また、取引情報の授受を電磁的方式によって行う電子取引をした場合には、原則としてその電磁的記録（電子データ）をそれぞれの保存期間内において保存しておく必要があります。

ただし、その電磁的記録を出力した紙によって保存しているときには、電磁的記録を保存する必要はありません。

なお、宿泊税の申告書に添付する月計表（又はそれに代わるもの）を、「帳簿」として保存することが可能です。

区分	記載事項	例
帳簿	宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、仕入帳、クーポン取扱帳など
書類	宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの	契約書、予約表、宿泊カード、予約カード、宿泊者名簿、会計票、領収証、利用明細書、請求書など、帳簿の記載内容を裏付ける資料

(2) 帳簿保存期間

納入申告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで

(3) 書類保存期間

納入申告書の提出期限の翌日から起算して2年を経過する日まで

(4) 電磁的記録による保存等

上記の帳簿・書類について、特別徴収義務者の方が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成すること等、北海道宿泊税条例・施行規則に定める要件を満たす場合は、電磁的記録による保存をもって、帳簿・書類の作成、保存に代えることができます。

帳簿、書類の保存義務等違反については、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が設けられておりますので、ご注意ください。

2 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うために、道の職員（市町村が市町村宿泊税と併せて道宿泊税を賦課徴収する場合は当該市町村の職員）が必要に応じて申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。

調査を行う際は、事前にご連絡しますので、公平公正な税務行政の運営のためご協力をよろしく願います。

3 更正・決定

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、申告されている場合は税額更正の、申告されていない場合は決定の行政処分を行います。

更正・決定を行った場合には、「宿泊税更正・決定・加算金決定通知書兼納入（納付）告知書（規則様式別記第9号その1）」により、納付すべき税額及び納付期限を通知しますので、添付する「納付書」により、期限までに納付してください。

4 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

(1) 過少申告加算金

提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき。 【更正による不足税額の10%】

※不足税額のうち、一定金額を超える部分について、さらに5%が加算されます。

(2) 不申告加算金

ア 期限後に納入申告書の提出があったとき。 【申告税額の15%】

イ 納入申告書の提出がないために決定があったとき。 【決定税額の15%】

ウ ア、イの場合について、更正があったとき。 【更正による不足税額の15%】

エ アが、決定があることを予知せずに行われたものであるとき。 【申告税額の5%】

(注1) ア～ウの場合で、納入すべき税額が50万円を超えるときは、納入すべき税額のうち、50万円を超え300万円以下の部分について、さらに5%が加算されます。加えて、納入すべき税額のうち、300万円を超える部分については、さらに10%が加算されます。

(注2) ア～ウの場合で、短期間（更正等があった日の前日から起算して5年前の日までの間）に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく申告を行った場合で不申告加算金等を徴されたことがある場合などは、さらに10%が加算されます。

○ 不申告加算金の不適用

エの場合において、その期限後申告書が、本来の期限から1月以内に提出されていることなどの一定の要件を満たす場合、加算金が課されないことがあります。

(3) 重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ア 過少申告加算金に関するもの | 【過少申告加算金 10%に代えて 35%】 |
| イ 不申告加算金に関するもの | 【不申告加算金 15%に代えて 40%】 |

(注) 短期間(更正等があった日の前日から起算して5年前の日までの間)に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく申告を行った場合で不申告加算金等を徴されたことがある場合などは、さらに10%が加算されます。

5 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

(1) 納入期限後の延滞金

納入すべき金額に、納入期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年14.6%(納入期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合を乗じて計算します。

(2) 更正・決定に係る延滞金

納入すべき金額に、納入期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、年14.6%(更正・決定により新たに指定した納入期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合を乗じて計算した金額となります。

(注1) 延滞金を算定する場合、滞納額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

また、その全額が2,000円未満であるときは、延滞金はありません。

(注2) 納入期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの延滞金の割合については、延滞金特例基準割合(各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合)に年1%を加算した割合(上限:年7.3%、下限:年2.1%)が適用されます。納入期限の翌日から1ヶ月を経過した日以後の延滞金の割合については、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合(上限:年14.6%、下限:年8.4%)が適用されます。

6 審査請求

北海道が行った課税や徴収の処分等について不服があるときは、知事に対して審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の個別指定・解除
- 納入義務免除（還付）の決定

(2) 審査請求のできる期間

審査請求は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内にしなければなりません。

(3) 手続

所定の事項を記載した審査請求書正副2通を、知事に対して提出してください。

この場合、審査請求書は、宿泊税担当部局を経由して提出してください。

市町村が市町村宿泊税と併せて道宿泊税を賦課徴収する場合の審査請求は当該市町村の長に対して行うこととなりますので、ご注意ください。

第6章 その他

1 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いいたします。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税相当額分も消費税の課税対象となります。

- 税の名称表示は日本語表記で「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」で統一してください。
- 料金を複数の方に分割して請求する場合、宿泊税額も分割していただいて結構です。この場合も、分割後の宿泊税額を領収書等に表示してください。
- 道宿泊税と市町村宿泊税を併せて表記する場合は、合算額を表記していただいてもかまいません。

《例1》 客室料金に宿泊税額を含めない料金設定のとき

○ 合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領収書		
〇〇 〇〇 様		
		〇〇〇 号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	100円
	合計	11,100円
令和〇年〇月〇日 〇〇郡〇〇町〇〇 〇〇ホテル		
印紙	受領印	

○ 宿泊税額を別に計上する場合

領収書		
〇〇 〇〇 様		
		〇〇〇 号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	合計	11,000円
上記のほか、宿泊税額を100円領収しました。 令和〇年〇月〇日 〇〇郡〇〇町〇〇 〇〇ホテル		
印紙	受領印	

《例2》 客室料金に宿泊税額を含める料金設定のとき

領収書		
〇〇 〇〇 様		
		〇〇〇 号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,100円
	合計	11,100円
上記金額には、宿泊税額100円が含まれています。 令和〇年〇月〇日 〇〇郡〇〇町〇〇 〇〇ホテル		
印紙	受領印	

2 宿泊税特別徴収義務者交付金

(1) 交付の目的

宿泊税特別徴収義務者交付金は、宿泊税の特別徴収義務者に対し、宿泊税の特別徴収事務の特殊性にかんがみ、宿泊税の申告納税制度の円滑な運営に資するため、毎年度、予算の範囲内において交付するものであり、併せて納期内納入の意欲の高揚を図ることを目的としています。

(2) 交付対象期間及び交付時期

宿泊税における、当該交付金の交付対象期間は、4月から翌年3月までに納入した分とし、その交付時期は、交付対象期間の末日の属する会計年度の翌年度の10月中です。

(3) 交付の基準及び交付率

納期限までに納入した額に100分の2.5（令和13年度交付分までは100分の3.5）を乗じて得た額

なお、交付金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて交付します。

■ 口座振替のお手続きのお願い

- 宿泊税特別徴収義務者交付金のお受け取りに際しては、便利な口座振替の方法をお勧めしております。
- 口座振替払申出書は、eL TAXの入力フォームから提出いただくことが可能です。
なお、eL TAXがご利用できない場合は、郵送、持参による口座振替払申出書のご提出も可能です。
- 口座振替以外の場合は、お送りする支払通知書で指定の銀行各支店においてお受け取りの手続きが必要となります。

3 宿泊税の各種申告・申請書の受付・問い合わせ先

北海道 札幌道税事務所 税務管理部 課税第二課 宿泊税係

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館2階

TEL：011-204-5299

市町村宿泊税と道宿泊税を併せて申告納入する市町村一覧

(R8.4 現在)

市町村一覧			
札幌市	中央市税事務所 諸税課事業所税係 (宿泊税担当)	〒060-8649 札幌市中央区南3条西11丁目	011-596-6818
函館市	函館市役所財務部 税務室市民税担当 法人・諸税部門	〒040-8666 函館市東雲町4番13号	0138-21-3002
小樽市	小樽市役所市民税課	〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号	0134-32-4111
旭川市	旭川市役所 税制課諸税係	〒070-8525 旭川市7条通9丁目	0166-25-5604
釧路市	釧路市役所市民税課	〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地	0154-31-4513
帯広市	帯広市役所市民税課	〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地	0155-65-4119
北見市	北見市役所市民税課	〒090-8501 北見市大通西3丁目1番地1	0157-25-1114
網走市	網走市役所税務課	〒093-8555 網走市南6条東4丁目	0152-67-5408
富良野市	富良野市役所税務課	〒076-8555 富良野市弥生町1番1号	0167-39-2302
二セコ町	二セコ町役場税務課	〒048-1595 虻田郡二セコ町字富士見55番地	0136-56-8838
倶知安町	倶知安町役場税務課	〒044-0001 虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地	0136-56-8002
占冠村	占冠村役場企画商工 課地域振興対策室	〒079-2201 勇払郡占冠村字中央	0167-56-2124
留寿都村	留寿都村役場 総務課税務室	〒048-1731 虻田郡留寿都村字留寿都175番地	0136-46-3131
洞爺湖町	洞爺湖町役場 住民税務課	〒049-5692 虻田郡洞爺湖町栄町58番地	0142-74-3002
小清水町	小清水町役場 町民生活課	〒099-3698 斜里郡小清水町元町2丁目1番1号	0152-62-4479
音更町	音更町役場税務課	〒080-0198 河東郡音更町元町2番地	0155-42-2111
新得町	新得町役場 税務出納課課税係	〒081-8501 上川郡新得町3条南4丁目26番地	0156-64-0526

注意) 赤井川村に所在する宿泊施設の経営者の方は、道と赤井川村それぞれに申告納入する必要がありますので、ご注意ください。